

ども、憲法九条の戦争放棄の規定によって他国の防衛をやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない、九条をいかに読んでも読み切れない。(発言する者あり) 三ページの左下ですね。

○委員長(宇都隆史君) 横紙のポンチ絵です。

○小西洋之君 委員長、ありがとうございます。

よろしいですか。もう時間があれですので、三ページの横紙の、さらに、この右上の方の答弁です、右上方の答弁を読みますから見ていただけますか。

憲法九条の規定が容認しているのは個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだ。昭和四十七年見解を作った人ですよ、作るきっかけになった国会答弁ですよ。個別的自衛権しか九条の下では自衛権の発動として許されないというふうに言っているんですね。で、さっきの話、政策論として申し上げているのではなくて、法律論として言っているということをおっしゃっております。さらに、集団自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論を説明しているというふうにおっしゃっております。

この政治論、政策論、法律論の違いなんですけれども、安倍政権の主張はこういうことなんです。この昭和四十七年政府見解には作ったときから二つの法理が、法的な論理が含まれていた。一

つはこれまでの個別的自衛権を認める法理、そしてもう一つは限定的な集団的自衛権なるものを認める法理が作られたと言っていたんですね。四十年間誰も気付かなかつただけけれども、一昨年の七月一日に安倍内閣はそれを発見したというふう

に言っているんですね、言っている。私の質問は、だって、作るきっかけになった国会答弁で、作る人たちが全否定しているんだから、かつ、今御健在の方も生き証人として否定しているんだから、これはそういう文書じゃあり得ないでしょうということを知っているわけでございます。

ところが、稲田大臣は、いや、当時は北朝鮮のミサイルとか、こういう危機がなかったとかいうことを先ほどさんざんおっしゃったんですが、関係ないんですね。憲法九条の下で自衛隊がどのような自衛権の発動ができるか。法治国家ですから、その自衛隊に限定的な集団的自衛権を許す法理がこの中に書かれているという安倍内閣の主張だけれども、書かれているかどうかを聞いています。これを作った当時に北朝鮮の問題があつたかなかつたか、そんな話じゃないんですよ。この中に集団的自衛権の基本的な論理がない限り、ない限り、安倍内閣は集団的自衛権を合憲とする理屈を持っていないわけですから、そのことを私は聞いていくわけでございます。

じゃ、稲田大臣に、最後に伺わせていただきます。

作った真田次長は、よもや憲法九条が集団的自衛権を許しているとは思えないと言っています。

角田当時第一部長は、集団的自衛権は全然行使できない、ゼロ、一切行使できない、絶対できない、憲法九条の条文を変えない限り集団的自衛権はできないとも後におっしゃっております。

作った方々が全否定している文書から、作った方々が集団的自衛権が九条の下では絶対許容できないというふうなことを、作るきっかけになった国会答弁、その前の国会答弁、その前後の答弁で、これでもか、これでもかとおっしゃられて作られたこの文書から、なぜ安倍内閣は集団的自衛権を合憲だと論理的に主張できるんでしょうか。その一点だけ簡潔に、さっきの服務の宣誓、自衛隊の服務の宣誓を思い浮かべながら答弁ください。

○国務大臣(稲田朋美君) 簡潔にとおっしゃいましたので簡潔に申し上げますが、昭和四十七年当時と今とは安全保障環境を取り巻く状況が変わっております。(発言する者あり) それは関係ありません。なぜなら、基本的な論理に当てはめる場合において安全保障環境が大きく変わっているということは、私は重要だと思えます。

さらに、その吉國法制局長官は、昭和四十七年九月十四日の委員会において、例えば侵略が現実

に起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底からくつがえされるおそれがある、その場合に自衛のための必要な措置をとることを憲法が禁じているものではないと述べるなど、この基本的な論理を含む答弁をされております。

安倍内閣の、四十七年見解の基本的論理と軌を一にし、また、最高裁の砂川判決と軌を一にする解釈であるというふうにご考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今の、この資料、皆様の五ページです、あつ、四ページの左上を御覧いただけますか。

今、稲田大臣が紹介された吉國長官の答弁が載っております。外国の侵略が現実起こった場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底からくつがえされる、新三要件の言葉ですね、ここで吉國長官が日本の議会で初めて言っているんですね。国会の議事録検索から一発で分かかります。言葉の生みの親なんです。言葉の生みの親。その場合に、自衛のために必要な措置をとるということを憲法は禁じているものではないというのが憲法九条に対する解釈の根底でございますと、ここまで稲田大臣も読み上げました。

ただ、続きがあるんです、続き。その論理から申しまして、集団的自衛の権利という言葉を用いるまでもなく、他国が侵略、他国が侵略されると

いうことは、まだ日本国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態でないということ、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。他国が侵略、同盟国に対する外国の武力攻撃という局面では、九条の下で日本は自衛の措置をとる段階ではない、とれないと言っているんです。じゃ、いつになったらとれるかというと、続き、日本への侵略、我が国に対する外国の武力攻撃、その局面が発生して、日本への侵略が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動するというふうに言っております。

これ、実は、安倍内閣の読替えを否定する最強答弁の一つなんですけれども、重ねて伺います。

この吉國長官の答弁は、憲法九条の下において我が国に対する外国の武力攻撃の発生、すなわち我が国に対する外国の武力攻撃の着手、そこに至った局面以外には、九条の下で自衛権の行使、自衛権の発動はできないということを法理として明確に示しておりますけれども、なぜ安倍内閣は、四十七年見解、外国の武力攻撃を同盟国に対すると読み替えられると主張しているんでしょうか。論理的に、法理としてお示しく下さい。

○国務大臣（稲田朋美君） 基本的な論理は、今述べられたところと全く変わっておりません。ただ、当てはめにおいて、当てはめにおいて、当時の安全保障環境と今と大きく変わっているわけ

あります。

したがって、吉國長官が当時答弁された時代には、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態というのは、我が国に対する急迫不正の侵害以外はなかったというのが昭和四十七年の当てはめであつて、今の当てはめはそれだけではない、他国に対する侵害であつたとしても、新要件の下で、我が国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される場合があるということでございますので、何ら矛盾するものではないと考えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

稲田大臣から、まさに牽強付会、自分に都合のいいように無理に理屈をこじつけることを終始されて、自衛隊員の尊厳、国民の尊厳、そしてかつての悲惨な戦争の下で作られた憲法前文の平和主義の具体化である憲法九条の法理を安倍内閣はじゅうりんしている。

自民党の先生方、また、恐縮ですが公明党の先生方、これが解釈変更の実態なんです。こんな政治を許していいんでしょうか。国会の、国会議員の矜持に懸けてこの安倍政権に退陣をさせる、それが与野党を通じた憲法の義務であることを申し上げて、質問とさせていただきます。終わらせていただきます。

○説明員（吉國一郎君） 先ほど憲法第十三条と申し上げましたが、その前に、前文の中に一つ、その前文の第二文と申しますか、第二段目でございますが、「日本国民は、恒久の平和を念願し、」云々ということがございます。それからその第一段に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」ということで、この憲法を制定いたしましたして、さらに憲法第九条の規定を設けたわけでございます。その平和主義の精神というものが憲法の第一原理だということは、これはもうあらゆる学者のみんな一致して主張することでございます。そして「日本国民は、恒久の平和を念願し、」のあとのほうに、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」ということで、平和主義をうたっておりますけれども、平和主義をうたいまして、武力による侵略のおそれのないような平和社会、平和的な国際社会ということを念願しておりますけれども、現実の姿においては、残念ながら全くの平和が実現しているということは言えないわけでございます。で、その場合に、外国による侵略に対して、日本は全く国を守る権利を憲法が放棄したものであるかどうかということが問題になると思います。そこで国を守る権利と申しますか、自衛権は、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。さらに進んで憲法は——十三条を引用いたしましたのは、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ということで、個人の生命、自由及び幸福追求の権利を非常に重大な価値のあるものとして、第十三条は保障しようとしているわけでございます。そういうことから申しますと、外国の侵略に対して平和的手段、と申せば外交の手段によると思いますが、外交の手段で外国の侵略を防ぐということについて万全の努力をいたすべきことは当然でございます。しかし、それによっても外国の侵略が防げないこともあるかもしれない。これは現実の国際社会の姿ではないかということになるかと思いますが、その防げなかった侵略が現実にかつた場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ、という説明からそうなったわけでございます。

（解説） 稲田大臣は網掛けの部分に限定的な集団的自衛権行使を許容する「基本的な論理を含む答弁」と述べている。しかし、これは意図的に「その防げなかった」という文言を削除し裸の「侵略」すなわち、裸の「外国の武力攻撃」にして昭和47年政府見解と同じ読み替えを講じているものである。しかし、この文章そのもの文理及び前後の文理からこの「侵略」は「我が国に対する侵略」の意味以外にはありえない。

自衛隊員の服務の宣誓

宣 誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、
一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を
養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、
政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて
専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険
を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつ
て国民の負託にこたえることを誓います。

原爆死没者慰霊碑には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返ませぬから」と刻まれています。どういう意味ですか？(FAQID-5801)

原爆死没者慰霊碑(公式名は広島平和都市記念碑)は、ここに眠る人々の霊を雨露から守りたいという気持ちから、埴輪(はにわ)の家型に設計されました。中央には原爆死没者名簿を納めた石棺が置かれており、石棺の正面には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返ませぬから」と刻まれています。この碑文の趣旨は、原子爆弾の犠牲者は、単に一国一民族の犠牲者ではなく、人類全体の平和のいしずえとなって祀られており、その原爆の犠牲者に対して反核の平和を誓うのは、全世界の人々でなくてはならないというものです。

広島市は、この碑文の趣旨を正確に伝えるため、昭和58年(1983年)に慰霊碑の説明板(日・英)を設置しました。その後、平成20年(2008年)にG8下院議長会議の広島開催を機に多言語(フランス語、ドイツ語、ロシア語、イタリア語、中国語(簡体字)、ハングルを追加)での新たな説明板を設置しました。その全文は次のとおりです。



広島平和都市記念碑
(原爆死没者慰霊碑)

昭和27年8月6日設立

この碑は 昭和20年8月6日 世界最初の原子爆弾によって壊滅した広島市を 平和都市として再建することを念願して設立したものである

碑文は すべての人びとが 原爆犠牲者の冥福を祈り 戦争という過ちを再び繰り返さないことを誓う言葉である 過去の悲しみに耐え 憎しみを乗り越えて 全人類の共存と繁栄を願い 真の世界平和の実現を祈念するヒロシマの心が ここに刻まれている

中央の石室には 原爆死没者名簿が納められており この碑は また 原爆慰霊碑とも呼ばれている

2014年8月9日 長崎原爆の日 平和への誓い 被爆者代表 城台美弥子

そのためには、核兵器禁止条約の早期実現が必要です。被爆国である日本は、世界のリーダーとなって、先頭に立つ義務があります。しかし、現在の日本政府は、その役割を果たしているのでしょうか。今、進められている集団的自衛権の行使容認は、日本国憲法を踏みにじる暴挙です。日本が戦争できるようになり、武力で守ろうと言うのですか。武器製造、武器輸出は戦争への道です。いったん戦争が始まると、戦争は戦争を呼びます。歴史が証明しているではないですか。日本の未来を担う若者や子どもたちを脅かさないでください。被爆者の苦しみを忘れ、なかったことにしないでください。

2015年8月9日 長崎原爆の日 平和への誓い 被爆者代表 谷口稜暉

戦後日本は再び戦争はしない、武器は持たないと、世界に公約した「憲法」が制定されました。しかし、今集団的自衛権の行使容認を押しつけ、憲法改正を押し進め、戦時中の時代に逆戻りしようとしています。今政府が進めようとしている戦争につながる安保法案は、被爆者を始め平和を願う多くの人々が積み上げてきた核兵器廃絶の運動、思いを根底から覆そうとするもので、許すことはできません。

2016年8月9日 長崎原爆の日 平和への誓い 被爆者代表 井原 東洋一

国会及び政府に対しては、日本国憲法に反する「安全保障関連法制」を廃止し、アメリカの「核の傘」に頼らず、アメリカとロシア及びその他の核保有国に「核兵器の先制不使用宣言」を働きかけるなど、核兵器禁止のために名誉ある地位を確立される事を願っています。

憲法前文の「平和主義」の意味

参議院議員小西洋之君提出憲法の平和主義及び憲法前文の趣旨等に関する質問に対する答弁書 (答弁書第一六号 内閣参質一八八第一六号 平成二十七年一月九日)

憲法の基本原則の一つである平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分がその立場に立つことを宣明したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

■第131回国会参議院予算委員会 - 3号 平成06年10月18日

○政府委員(大出峻郎君・内閣法制局長官) 憲法前文は、その憲法制定の由来とか目的とか制定者の決意などを宣言するために個々の条文の前に置かれるものでありまして、そこでは憲法の基本原則だなどが述べられるのが通常であると思います。・・・日本国憲法前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持っているとするのが、これが学説における通説的な考え方であろうかと思ひます。政府といたしましても、従来からそのような理解をしてきておるところであります。

■日本国憲法(昭和二十一年十一月三日憲法)前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

■192-衆-予算委員会-3号 平成28年10月03日

○安倍内閣総理大臣 外務大臣が答弁しているように、日本の立場はずっと一貫しておりまして、それはまず、北方領土は日本の固有の領土であるという日本の不変の立場があります。そして、平和条約の締結は、どういうときに平和条約を締結するのかということについては、四島の帰属問題を解決して平和条約を締結する、これが全てでありますので、これ以上我々としては、一言一句つけ加える考え方はございません。

■192-参-予算委員会-1号 平成28年10月05日

○蓮舫君 …四島の帰属問題を解決することは平和条約締結の必須条件であるというこれまでの政府の方針は守られますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 四島の帰属問題を解決をして、そして平和条約を締結をするという政府の方針に変わりはありません。

○蓮舫君 岸田外務大臣が衆議院の予算委員会で珍しく言葉が明確ではありませんでした。前原誠司代議士の質問に対して、日本への帰属を含め、四島の帰属を明らかにすると、これ曖昧な答弁なんですけど、今の総理の発言とそこはありますか。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、北方領土は我が国固有の領土であるということ、これは全く変わりはありません。

その上で、我が国の方針、今総理からお答えさせていただきましたように、四島のこの帰属の問題を解決して平和条約を締結する、こうした方針であります。よって、我が国としましては、北方四島、これは日本の固有の領土であるという立場に立って北方四島の日本への帰属を求めていく、こうした方針であるということでもあります。

今の総理の発言と全く一致していると考えています。

○蓮舫君 総理、確認なんですけど、二島の返還、二島の帰属問題の解決のみで平和条約の締結は行わないという認識でよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今外務大臣がお答えをさせていただきましたように、北方四島は我が国固有の領土である、そして、我々は四島の帰属の問題を解決をして平和条約を締結する、これが基本姿勢でございます。そして、その基本姿勢の下にこれから交渉を進めていくということでございます。

(18) 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言

(1956年10月19日モスクワで署名)

1956年10月13日から19日までモスクワで、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で交渉が行われた。

日本国側からは、

内閣総理大臣 鳩山一郎

農林大臣 河野一郎

衆議院議員 松本俊一

が参加し、

ソヴィエト社会主義共和国連邦側からは、

ソヴィエト連邦大臣会議議長

エヌ・ア・ブルガーニン

ソヴィエト連邦最高会議幹部会員

エヌ・エス・フルシチョフ

ソヴィエト連邦大臣会議議長第一代理

ア・イ・ミコヤン

ソヴィエト連邦第一外務次官

エ・ア・グロムイコ

ソヴィエト連邦外務次官

エヌ・テ・フェドレンコ

が参加した。

相互理解と協力のふん囲気のうちに行われた交渉を通じて、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との相互関係について隔意のない広範な意見の交換が行われた。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間の外交関係の回復が極東における平和及び安全の利益に合致する両国間の理解と協力との発展に役だつものであることについて完全に意見が一致した。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で行われたこの交渉の結果、次の合意が成立した。

1 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復され

(中略)

を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。

8 1956年5月14日にモスクワで署名された北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約及び海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定は、この宣言の効力発生と同時に効力を生ずる。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、魚類その他の海洋生物資源の保存及び合理的利用に関して日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が有する利害関係を考慮し、協力の精神をもって、漁業資源の保存及び発展並びに公海における漁業の規制及び制限のための措置を執るものとする。

9 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、齒舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

10 この共同宣言は、批准されなければならない。この共同宣言は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この共同宣言に署名した。

1956年10月19日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書2通を作成した。

日本国政府の委任により

鳩山一郎

河野一郎

松本俊一

ソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会の委任により

N・ブルガーニン

D・シェピーロフ

日本政府

日中関係の改善に向けた話し合いについて

2014年11月7日

日中関係の改善に向け、これまで両国政府間で静かな話し合いを続けてきたが、今般、以下の諸点につき意見の一致をみた。

1. 双方は、日中間の四つの基本文書の諸原則と精神を遵守し、日中の戦略的互恵関係を引き続き発展させていくことを確認した。
2. 双方は、歴史を直視し、未来に向かうという精神に従い、両国関係に影響する政治的困難を克服することで若干の認識の一致をみた。
3. 双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致をみた。
4. 双方は、様々な多国間・二国間のチャンネルを活用して、政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努めることにつき意見の一致をみた。

(丁)

中国政府

杨洁篪会见日本国家安全保障局长谷内正太郎

中日就处理和改善中日关系达成四点原则共识

2014/11/07

2014年11月7日，国务委员杨洁篪在钓鱼台国宾馆同来访的日本国家安全保障局长谷内正太郎举行会谈。

杨洁篪指出，发展长期健康稳定的中日关系，符合两国和两国人民的根本利益，中方一贯主张在中日四个政治文件基础上，本着“以史为鉴、面向未来”的精神发展中日关系。由于众所周知的原因，中日关系持续面临严重困难局面，近几个月来，双方通过外交渠道就克服中日关系政治障碍进行了多轮磋商，中方重申了严正立场，要求日方正视和妥善处理历史、钓鱼岛等重大敏感问题，同中方共同努力推动两国关系改善发展。

谷内表示，日方高度重视日中战略互惠关系，愿意着眼大局，同中方通过对话磋商，增进共识和互信，妥善处理分歧和敏感问题，推进日中关系改善进程。

双方就处理和改善中日关系达成以下四点原则共识：

- 一、双方确认将遵守中日四个政治文件的各项原则和精神，继续发展中日战略互惠关系。
 - 二、双方本着“正视历史、面向未来”的精神，就克服影响两国关系政治障碍达成一些共识。
 - 三、双方认识到围绕钓鱼岛等东海海域近年来出现的紧张局势存在不同主张，同意通过对话磋商防止局势恶化，建立危机管控机制，避免发生不测事态。
 - 四、双方同意利用各种多双边渠道逐步重启政治、外交和安全对话，努力构建政治互信。
- 杨洁篪强调，双方应切实按照上述共识精神维护中日关系政治基础，把握两国关系正确发展方向，及时妥善处理敏感问题，以实际行动构建中日政治互信，推动两国关系逐步走上良性发展轨道。

谷内表示，上述四点原则共识非常重要，日方愿意同中方相向而行。

Regarding Discussions toward Improving Japan-China Relations

November 7th, 2014

Toward the improvement of the Japan-China relations, quiet discussions have been held between the Governments of Japan and China. Both sides have come to share views on the following points:

1. Both sides confirmed that they would observe the principles and spirit of the four basic documents between Japan and China and that they would continue to develop a mutually beneficial relationship based on common strategic interests.
2. Both sides shared some recognition that, following the spirit of squarely facing history and advancing toward the future, they would overcome political difficulties that affect their bilateral relations.
3. Both sides recognized that they had different views as to the emergence of tense situations in recent years in the waters of the East China Sea, including those around the Senkaku Islands, and shared the view that, through dialogue and consultation, they would prevent the deterioration of the situation, establish a crisis management mechanism and avert the rise of unforeseen circumstances.
4. Both sides shared the view that, by utilizing various multilateral and bilateral channels, they would gradually resume dialogue in political, diplomatic and security fields and make an effort to build a political relationship of mutual trust.

Yang Jiechi Meets National Security Advisor of Japan Shotaro Yachi
China and Japan Reach Four-Point Principled Agreement on Handling and
Improving Bilateral Relations 2014/11/07

On 7 November 2014, State Councilor Yang Jiechi held talks with visiting National Security Advisor of Japan Shotaro Yachi at the Diaoyutai State Guesthouse.

Yang said that a long-term, healthy and stable growth of China-Japan relations serves the fundamental interests of both countries and their people, and it is China's consistent position to grow China-Japan relations on the basis of the four political documents between the two sides and in the spirit of "taking history as a mirror and looking forward to the future". For reasons known to all, China-Japan relations have encountered persistent and serious difficulty. In recent months, the two sides have conducted rounds of consultations through the diplomatic channel to overcome political obstacles in the bilateral relations. The Chinese side has reiterated its solemn position, urging the Japanese side to face up to and properly handle such issues of great sensitivity as history and the Diaoyu Islands and work with the Chinese side for the improvement and growth of the bilateral relations.

Yachi said that the Japanese side attaches great importance to the strategic relationship of mutual benefit between Japan and China. Japan stands ready to proceed from the overall interests, conduct dialogue and consultation with the Chinese side to enhance common understanding and mutual trust, and properly handle disagreement and sensitive issues, with a view to advancing the process of improvement of Japan-China relations.

The two sides reached a four-point principled agreement on handling and improving the bilateral relations:

First, the two sides have affirmed that they will follow the principles and spirit of the four political documents between China and Japan and continue to develop the China-Japan strategic relationship of mutual benefit.

Second, in the spirit of "facing history squarely and looking forward to the future", the two sides have reached some agreement on overcoming political obstacles in the bilateral relations.

Third, the two sides have acknowledged that different positions exist between them regarding the tensions which have emerged in recent years over the Diaoyu Islands and some waters in the East China Sea, and agreed to prevent the situation from aggravating through dialogue and consultation and establish crisis management mechanisms to avoid contingencies.

Fourth, the two sides have agreed to gradually resume political, diplomatic and security dialogue through various multilateral and bilateral channels and to make efforts to build political mutual trust.